

幕末・維新时期における尾張藩の「勤王誘引」活動

松井 悠奈

(吉村亨ゼミ)

目次

はじめに

第一章 尾張藩の内部事情

第一節 押し付け養子

第二節 将軍の継嗣問題

第二章 佐幕派の弾圧—青松葉事件

第一節 青松葉事件の始まり

第二節 青松葉事件の報道

第三節 維新後の措置

第三章 近隣諸大名・旗本への働きかけ

第一節 扱う史料について

第二節 勤王誘引掛りの動き

第三節 周辺諸藩からの協力

結びにかえて—「勤王誘引」活動の結果

参考文献

年表

はじめに

1868年(慶応4)正月3日、鳥羽・伏見の戦いが始まった。同月6日、徳川慶喜が大坂から江戸へ敗走し、7日に慶喜追討令が発せられた。これにより同日、徳川一門でありながら新政府の議定職についていた尾張藩14代藩主徳川慶勝は岩倉具視から新政府に就くか旧幕府に就くかの選択を迫られることとなる。これに対し慶勝は翌8日に新政府に就くことを表明し、藩内及び近隣諸藩を勤王の道へ誘導し、抵抗する者には兵力を用いることも辞さないと伝えた。

1868年(慶応4)正月12日、慶勝は新政府より新政府に抗う者の誅戮(「姦徒誅戮」)と諸大名・旗本を勤王の道へ誘うよう(「諸侯懲誼」)命じられる。これを受けて尾張藩は、同年正月15日に京都を発ち、同月20日から25日にかけて佐幕的

傾向の強かった家老らを「姦徒誅戮」実行の証として「年来姦曲之處置有之候付依朝命死を賜ふ者也」などの罪科により斬首や謹慎などに処した。以降、「諸侯懲誼」の具現化として「勤王誘引」活動を展開していくこととなる。「勤王誘引」活動は伊勢、三河、遠江、信濃、美濃など広範囲で行われた。

この論文では、徳川一門であるにも関わらず勤王の立場をとった尾張藩の動向を探りつつ、「勤王誘引」活動が新政府側・旧幕府側にどのような影響を与えたのか、活動の意味や役割について明らかにしていきたい。

第一章 尾張藩の内部事情

1868年(慶応4)に佐幕派が弾圧される以前、尾張藩の藩論は勤王と佐幕とに分かれていた。この二つの派閥の勢力がどのように移り変わって行ったのか、押し付け養子と将軍の継嗣問題を例にして見ていく。

第一節 押し付け養子

徳川慶勝が家督を相続する以前、尾張家は11代将軍徳川家斉の子息や親族が相次いで当主となっていた。

将軍家斉の親族が尾張藩主となったきっかけは、尾張藩9代藩主徳川宗睦の後継者問題の時である。宗睦には2人の男子がいたが若くして死去したため、甥の治行を養子とするが、治行も死去してしまう。そのため今度は1798年(寛政10)4月に将軍家斉の甥の斉朝を養子とした。

9代藩主宗睦の死後、1799年(寛政11)正月に家督を相続した10代藩主徳川斉朝にも子がいなかったため、1822年(文政5)に将軍家斉の子息斉温を養子とした。しかし、1827年(文政10)8月に11代藩主となった徳川斉温は一度も尾張に入国することはなかった。

1839年（天保10）3月に11代藩主斉温が死去すると、幕府は將軍家斉の子息斉荘を後継ぎとするよう申し渡した。しかし、相次ぐ將軍家からの押し付け養子に対する不満が表面化し、勤王運動を展開する金鉄党や領民が分家の慶勝の相続を強く要望し、斉荘の相続に強く反対する請願書が提出された。しかしこの請願が通ることはなかった。

1845年（弘化2）6月に12代藩主となった斉荘が死去すると、家督を相続したのは田安斉匡の子慶臧であった。13代藩主徳川慶臧が早くに死去すると、幕府は斉荘の弟である田安慶頼を当主にしようとしていた。しかし尾張藩内の反発が一層高まったため断念し、1849（嘉永2）6月、慶勝が家督を相続することになる。

幕府は領民らの請願を退けて尾張藩の領民らの請願を拒否して幕府の推す人物を尾張徳川家の養子としていたが、その理由として領民らが藩主に望んだ分家の慶勝の血統が尾張家でなく水戸家に近かった事があげられる。慶勝は1824年（文政7）3月15日に尾張藩分家の高須松平家当主松平義建の次男として生まれた。母の規姫是水戸徳川家7代当主の徳川治礼の息女であった。水戸家との関わりはそれだけでなく、慶勝の父・義建是水戸徳川家9代藩主徳川斉昭と従兄弟の関係であった。このことから幕府は、慶勝に尾張徳川家の家督を継いで欲しいという領民らの請願書を退けたのである。

第二節 將軍の継嗣問題

12代將軍徳川家慶が亡くなると徳川家定が13代將軍となった。しかし13代家定には後継ぎを望むのが難しいことが分かってきたため、將軍継嗣問題が浮上した。

この時、徳川斉昭の子の一橋慶喜を擁立したのが福井藩主松平慶永、尾張藩藩主徳川慶勝、水戸藩主徳川慶篤、伊予宇和島藩主伊達宗城などである。

その後井伊直弼が大老に就任すると紀州藩主徳川家茂を將軍継嗣とし、勅許のないまま日米修好通商条約を提携した。これを口実に松平慶永、徳川斉昭、徳川慶篤、徳川慶勝らは井伊を詰問したが、逆に不時登城を咎められ隠居や謹慎に処せられた。「安政の大獄」の始まりである。これによ

り慶勝も尾張藩下屋敷戸山邸で謹慎生活を余儀なくされた。

1858年（安政5）10月、慶勝の弟である茂徳が15代当主となると、井伊と結んだ幕府付家老・竹腰正謨は慶勝の腹心であり尊王攘夷派の金鉄党でもあった田宮篤輝を蟄居させるなど、側近を藩政から失脚させていった。これにより、それまで有力であった金鉄党に代わり佐幕派の幕府付家老・竹腰正謨派のふいご党が勢力を伸ばしていく。そして1860年（安政7）3月3日、桜田門外の変により大老・井伊直弼が暗殺されると、同年9月4日に慶勝は14代將軍徳川家茂の命により幽閉を解かれた。1862年（文久2）4月、慶勝は前藩主として藩政に復帰することが許されると、金鉄党の勢力が回復し、逆に竹腰一派が幽閉されることとなった。

1863年（文久3）9月13日、慶勝の弟で藩主の徳川茂徳は幕府から隠居を命じられ、家督を慶勝の3男義宜に譲り、慶勝がその後見役となる。こうして1862年（文久2）から続いた慶勝と茂徳の二頭体制が解消され事実上慶勝が実権を掌握する体制となった。

第二章 佐幕派の弾圧—青松葉事件

青松葉事件の名前の由来は、水谷盛光氏の著書『実説名古屋城青松葉騒動—明治維新秘話—』（名古屋城振興協会、1972年4月）で詳しく研究されている。

処刑された渡辺新左衛門在綱の屋敷が青松葉屋敷と呼ばれていた（渡辺新左衛門家が青松葉屋敷と呼ばれている理由として、渡辺家の知行地に青松葉村があった、年貢米に青松葉を刺して納めていた、などの説がある）、佐幕派が青松葉をくべて暖をとりながら密談していたため、首謀の3士が処刑された所に青松葉が敷かれていたため、など名前の由来は諸説ある。

第一節 青松葉事件の始まり

1868年（慶応4）正月3日、鳥羽・伏見の戦いが始まると、正月7日に京都において慶勝は岩倉具視から旧幕府側につくか新政府側につくかの選択を迫られた。慶勝は8日に新政府側につくことを表明し、朝廷に対して以下の請書を提出した。

昨夜被 仰出の趣にてハ、領分近隣諸藩の意底、勤王不勤王の境モ難弁候付、精々勤王之道ニ相誘、若異存の輩モ有之、差拒ミ候の節ハ、兵力ヲ用候儀モ可有之、此段為念申上置候事

正月

大納言慶勝上

右ニ付、即日被 仰出、其文ニ曰

総て窺の通被 仰出候、精々勤王の道ニ誘引候様、被 仰付候事

(新修名古屋市史編集委員会 編『新修名古屋市史 資料編 近世史3』名古屋市、2002年3月)

尾張藩内及び近隣諸藩ともに勤王か否かが不明であるため、できるだけ「勤王之道」に誘い、異存の者がいてこれを拒んだ場合には兵力を用いることもあるという内容のものである。これに対して朝廷からは、全て窺った通り、できるだけ勤王の道に誘引するよう命じられた。

慶勝が朝廷側との会談を行っていた頃、尾張藩内では佐幕派の勢力が力を増しており、佐幕派ふいご党の渡辺新左衛門などが藩主・義宜を擁して旧幕府側と合流する計画があるという風説が流れていた。このため、16代藩主義宜は渡辺新左衛門をはじめとした重臣を城内に集め、「父慶勝登京以来、朝暮之間に立ち日夜奔走尽力周旋、終ニ今日之景況ニ至而内府ニハ下坂、慶勝ニハ 禁闕守衛且議定職之大任を負ふ、尚此上、朝暮之間飽まで周旋せん、然るニ大義之有る所を不辨、彼是事情ニ因テ方向を誤り、動揺ニ及ひ候而者却て朝暮ニ対し然るへからず、此旨趣承服すへし」と諭したが、渡辺新左衛門らは表面上従ってはいるが、内心では不服の非があるとして深沢新平らを京都に向かわせ、慶勝に報告。慶勝はただちに在京していた重臣らと協議し、この旨を朝廷側に伝えた。

朝廷はこれを受けて正月12日、慶勝に対して、次のような朝旨を伝達した。

今度、慶喜反形顕然之上東帰いたし候付、逆徒相催し再挙西上も難計候付而者、尾国封疆之儀ハ、東海・東山之二道ニ当り賊衝ニも候間、警備十分ニ無之候而者難相成、且國中姦徒虚ヲ窺ひ、不良之志を逞ふせんとするの勢

ひも有之趣ニ相聞候付、兼而禁闕之守衛被命候得共、不得止暫時御暇を賜り候間、早々帰京(国)、姦徒誅戮近国之諸侯を懲誦し、勤王を志し奮発せしめ、藩屏之任ヲ第一ニ相心得、帰國中元千代名代として上京、禁闕守衛相勤候様 御沙汰候事

(「勤王誘引記事」蓬左文庫所蔵)

慶喜が東帰しているという状況の中で、新政府に対抗する勢力が西上するかもしれないこと、東海道・東山道が敵にとっても重要な位置となる事を示したうえで、警備を十分にしよう述べている。また、尾張藩内の佐幕派が隙に乗じて不穏な動きをみせており、慶勝に対し暇を与え、帰国した上で佐幕派の者を誅戮し、近隣の諸大名・旗本を勤王の道に誘い、その志を奮起させるように促している。またそれに加えて、帰国中は慶勝の子・元千代(義宜)を慶勝の名代として京に遣わすように命じた。

1868年(慶応4)正月12日に「姦徒誅戮」「諸侯懲誦」の朝旨を伝達された慶勝は、15日に京都を発った。正月19日、帰国の途中清州本陣に仮泊し、一日遅れで京都から尾張に向かっていた成瀬正肥と合流すると慶勝は20日に帰国する。20日に名古屋城二ノ丸御殿向屋敷の庭先で家老列・渡辺新左衛門、大番頭・榊原勘解由、馬廻頭格・石川内蔵充の3名を「年来姦曲之処置有之候付依朝命死を賜ふ者也」として処刑した。

21日には、評定所揚り屋前で手筒頭格・塚田愨四朗、錦織奉行格表番・安井長十郎、使番格・寺尾竹四郎、使役格寄合・馬場市右衛門の4名を同様の理由で処刑する。この日の正午、勅書に則り元千代が佐枝新十郎。中西新之助を随えて京都へ発った。また、物頭以上の総登城が命じられ、慶勝に拝謁し、以下のような書付けを読み聞かせ、書名・血判させた。

今般 朝命も有之、姦臣主謀之者共不審之輩、誅戮等夫々処置申付候付而者、誤而右党ニ入候有之候とも、帰順いたし候輩ハ決而其罪を苛責不致候間、一統深く此意を相弁へ心を安し、大義ニ心を尽シ候様可致候事

(「勤王誘引記事」蓬左文庫所蔵)

この度、朝命により姦臣首謀の者を処刑するなどの処置を執った。誤って右党に入った者でも、帰順するのであれば、その罪を呵責しない、この意味を弁えて心を安らかにし、大義に尽くすように、という内容である。

22日、物頭以下寄合組までの者を総登城させた。慶勝に拝謁を仰せ付けられ、前日の通り書付けを読み聞かせた上で書名・血判させた。

23日、前日、前々日に引き続き、寄合組以下御目見以上の者が総登城を命じられる。慶勝に拝謁し、書付けを読み聞かせ、書付けに書名・血判する。評定所において、隠居中の元側用人・武野新左衛門、同・成瀬加兵衛の2名が「年来志不正ニ付死を賜候者也」の罪科のもとに処刑された。このほか、竹居新吉郎、武野新五郎、成瀬光太郎、松原新七、林紋三郎の5名が連座したとして家命断絶、永蟄居などに処されている。

24日には、鈴木丹後守、成瀬豊前守、鈴木嘉十郎、成瀬比佐之丞の4名が連座として処分された。また、松原新七、林紋三郎、横井孫右衛門、沢井小左衛門、横井右近が揚り屋入りを仰せ付けられている。

25日、物頭以上の者は登城し、お酒とお吸い物が下された。前日揚り屋入りした寄合・横井孫右衛門、同・沢井小左衛門、家老列・横井右近、普請奉行格・松原新七、先手物頭格表番・林紋三郎が「志不正ニ付死を賜候者也」として処刑された。加えて、連座したとして滝川伊勢守、大道寺主水、千村十郎左衛門、松井市兵衛、若井鉞吉、天野儀兵衛、横井孫太郎、沢井鎰也、名倉鉞之助、加藤五郎左衛門、進八郎、本間太左衛門、本杉録兵衛の13名を蟄居、隠居などに処されている。

26日、物頭以下寄合組までの者が登城すると、お酒とお吸い物が下された。この日の朝から2月6日まで、評定所門の南柱の側に処刑された14名の名前が連記された掛札が掲げられた。これにより、正式に家中に報じられ、領民は14名の処刑が行われたことを知ることとなる。27日、前日、前々日に引き続き、寄合組以下御目見以上の者は登城し、お酒とお吸い物が下される。

4月になると竹腰正諛に対して改めて新政府から蟄居・謹慎が命じられた。

第二節 青松葉事件の報道

青松葉事件に関する最初の報道は、慶応4年3月朔、『近世事情』による報道で、「尾藩大義親ヲ滅スノ令ヲ下タス」の見出しで報じられた。

関東に応じて宗家を援けようとすることを憂いた尾張大納言が、その臣である小瀬新太郎、田宮如雲、田中不二磨、鷲津毅堂、丹羽淳太郎らと謀り、大義親を滅すとの令を下した。首謀の渡辺新左衛門、榊原勘解由、石川内蔵充、寺尾竹四朗以下13人に死を賜い、鈴木丹後、成瀬豊前等17人の家禄を奪い或は禁錮、或は退隠させた。これによって藩の方向を定め王に勤む、という内容であった。

1868年（慶応4）4月、『中外新聞外編』による報道では、「尾州老侯正月廿日帰城後左の通仕置有之事」という見出しで報じられた。

処罰された者の名前、罪科を書き記している。罪科については「年来姦曲之処置候に付 朝命に寄死罪賜もの也」「年来志不正に付死罪賜もの也」「志不正に付死罪賜もの也」とし、連坐の者にも触れている。

慶応4年閏4月25日、『江湖新聞』による報道では、3月28日竹腰竜若率いる軍勢が名古屋城に押寄せ城内へ破裂丸を打ち込み天守が焼失した。この2日前に竹腰は犬山城を攻め落としている。成瀬隼人正は竹腰に降伏し、竹腰方となって名古屋城攻寄せたと思われる、という内容で報じているが、この事実は確認できていない。

水谷氏の研究では、「正月28日、偽官軍赤報隊長として悪名の高かった相楽総三に踊らされた侍従綾小路俊実が、帰京を命ぜられ、美濃太田から名古屋城に、慶勝を訪れたのを錯覚して報道したのであろう」としている。

第三節 維新後の措置

1870年（明治3）12月5日、処刑された14名の遺族に対して、それぞれ家名の相続が許され、相応の給禄が与えられた。（千石以上は五十俵、千石以下は御扶持六人分）

1875年（明治8）3月1日、東京湯島の靈雲寺において14名の位牌を取り設け、三日間土砂加持修行方が徳川邸奥向にて手続きがあった。

1877年（明治10）2月、徳川邸奥向より14名

の回向料として、各実家へ金千疋ずつおくられる。

1885年(明治18)7月28日、名古屋の大光院で、14名の追善法会が行われた。

1890年(明治23)2月8日、「憲法ヲ発スルニ当リ大赦ヲ行ハシムルノ件」によって、青松葉事件で処刑された14名の罪科消滅証明書が下付される。

現在、渡辺らが処刑された二ノ丸御殿向屋敷跡地は愛知県体育館になっており、名古屋城内の二ノ丸庭園の片隅には「青松葉事件之遺跡」と書かれた碑がある。昭和の初め頃、処刑地跡に建立されたがその後所在不明となったため、今の位置に復元された。

二ノ丸御殿跡には「王命に依って催さるる事」という碑が建てられており、この碑文は初代藩主徳川義直の「軍書合鑑」の中に記されている言葉が基になっている。この書の中で義直は「官兵を催される事あるときは、いつととも官軍に属すべし。一門のよしみを思うて、かりにも朝廷に向う弓を引くことあるべからず」と述べている。碑の解説板には「歴代の藩主はこれを藩訓として相伝し、明治維新にあたっては、親藩であったのに、勤王婦一を表明したと言われている」と記されている。

また、青松葉の由来になったと思われる渡辺新左衛門の屋敷の跡地には、明治期には集義隊屯所が、現在では居酒屋やマンションが建ち並んでいる。青松葉事件で処刑された他の藩士の屋敷も、後に別人が住むなどして明治になると地図上でその名前を確認することができなくなっている。

第三章 近隣諸大名・旗本への働きかけ

青松葉事件によって、藩論は「勤王」に統一された。それに伴い近隣諸藩への「勤王誘引」活動が本格化する。

丹羽淳太郎・佐藤弥平治ら40名ほどの家臣が勤王誘引掛りとして以下の書面をもって三河・遠江・駿河・美濃・信濃・上野などに派遣された。

朝命之趣有之候間、重役壱人尾州表迄可被罷出候

但遅緩不相応成様可被心得候

(「勤王誘引記事」)

朝命のある間は、重役を1人尾張まで派遣するように、但し遅緩することは不相応であるとの内容である。大名に対しては重臣1名を名古屋の待賓館へ出頭させ、そこで改めて説論を行った。待賓館には藩校の明倫堂が充てられた。

第一節 扱う史料について

この章では、主に青松葉事件や「勤王誘引」活動の内容がまとめられている「勤王誘引記事」を参考に勤王誘引掛りがどのような行動をとっていたのか、明らかにしていく。

この「勤王誘引記事」に書かれた内容は大きく5つに分けられる。

1. 人員派遣について、「誘引之事ヲ担当」した、各方面へ派遣された39名の藩士の名前が列記されている箇所。
2. 諸領主への通達の内容で「朝命之趣有之候間、重役壱人尾州表迄可被罷出候」と「神武創業以来之朝恩を肝銘し、速ニ帰順中興之王化ニ沐浴いたし候様可致、右ニ帰向する者は、厳譴苛責を加へず、養生衰死・老幼其所ヲ得さしめ候間、帰順勤王之証書差出可申旨等、懇諭せしむる事」という2種類があり、重役を1人尾張に派遣すること、勤王証書を提出するようにとの通達がされた。
3. 各地に派遣された尾張藩士の行動は、いつ、どこで、誰に面会して勤王の説諭をしたのかが書かれた箇所になる。
4. 朝廷への勤王証書の提出では、2月22日・3月7日・3月27日・4月24日・7月13日に集めた勤王証書を朝廷に提出したことと、勤王証書を提出した者の名前が列記されている。
5. 「勤王誘引」活動の停止では、勤王証書を太政官へ直接渡すことや「勤王誘引」活動・尾張の待賓館で行われていた諸大名・旗本の重役への対応を停止し、今後証書を持参する者は行政官へ進達すること。

第二節 勤王誘引掛りの動き

1. 山崎義方(楽人)

正月28日に名古屋を發ち伊勢国長島に着くと、増山対馬守家臣(姓名未詳)に面会した。

幕末・維新时期における尾張藩の「勤王誘引」活動

増山対馬守家臣に勤王の旨趣を説諭し、主人対馬守の証書及び重臣等連印の証書を提出させた。

2月1日には美濃国岩村に到り、松平能登守家臣（姓名未詳）に面会・説諭している。

信濃国松本では、戸田丹波守家臣（姓名未詳）に面会・説諭し各々主人の証書を提出させている。

また、旧幕府より7万石の属地があり、これも収める。その事情を東山道先鋒総督岩倉大夫具定卿に伝え、その属地を尾張藩が管轄するよう命じられた。

2. 山上正輝（寄合組）

正月（日未詳）に板倉甲斐守の領地、三河国重原に在勤する家臣・竹内林右衛門等に面会・説諭して証書を提出させた。

3. 野村秋足（大番組）

正月29日に名古屋を出発して三河国岡崎に着くと、2月1日に本田美濃守家臣・牧与七郎、都筑弥左衛門らに面会する。勤王の旨趣を説諭し、美濃守及び家臣等の証書を提出させた。また、その家臣に命じて隣境の諸藩を誘引し、勤王の志を奮起させるよう命じている。続いて同国拳母に至ると、内藤丹波守家来高木六郎に面会・説得し、その家臣に近隣の藩々を説得するよう命じている。

野村秋足はこの他、三河国において以下の人々と面会し、懇懇と勤王の旨趣を説諭して各主人に勤王証書併せて重臣等の連印証書を提出させた。

田原、三宅備後守家臣佐藤織江・渡辺舜治・村井甚太夫

吉田、大河内刑部大輔家臣西村治太夫

刈谷、土井淡路守家臣酒井新兵衛

西尾、松平和泉守家臣中野鑑蔵

新城、菅沼左近将監家臣加藤金兵衛

赤坂、管轄大竹古庫三郎属吏松井謙一郎・秋葉那之助等

大平、大岡越前守家臣篠田勇三郎・吉野平吾

元宿、巨勢鉦之助家臣稲葉善右衛門

長沢、柴田能登守家臣富田牧太

大草、松平庄九郎家臣柴田耕介

西之郡、松平与七郎家臣小笠静馬・小笠原恕推

西端、本多修理家臣鳥居愛輔

足助、本多寛司家臣宮川兔毛

土呂、山口内匠家臣伊奈又左衛門・加藤忠左衛門・加藤忠三郎

本郷、水野式部家臣杉浦安兵衛

形原、巨勢大隅守家臣田村慶蔵

深溝、板倉小次郎家臣八田内蔵允

坂崎、大久保彦左衛門家臣三浦保造

安城、九永相模守家臣大見幸助

西広瀬、青山主水家臣清水平左衛門

畑村、戸田淡路守家臣松浦晋・井本四朗太郎

則定、鈴木万次郎家臣山田元右衛門・深見甚右衛門

赤根、一色丹後守家臣今泉竜蔵

大島、石川鞞負家臣大山滝蔵

保久、石川兵庫介家臣深沢和三郎

4. 赤堀忠信（観察）

2月（日未詳）に旧幕臣大竹庫三郎が管轄する三河国赤坂・遠江国中和泉両所を処置した。これより先に庫三郎は関東に下っていたが、朝廷に呼び寄せられ西上しているとの噂があった。そのため遠江国浜松の駅で待ち伏せして面会すると、その向背を詰問して勤王証書を提出させた。庫三郎の属吏は既に野村秋足が説得して証書を提出しているため、これ以上贅言しないとしている。

5. 都築九郎右衛門泰観（観察）

城請取として属吏数名を率いて2月8日に発ち、駿府国府中に着いた（日不詳）。

城代本多紀伊守を始め城中の面々に順逆の道を説諭すると皆帰順し速やかに城を開き、城中所在の金穀及び機械に至るまで処置した。

同国旧幕臣田上寛蔵が管轄する紺屋町において寛蔵に面会し、その管轄下の石高・金穀・戸数等の記録を提出させ、これを取めた。田上寛蔵を始め在勤の属吏の証書は、これより先に野村秋足が出向いた折に下吏・針谷豊三郎によって奉じられている。

6. 角田主税弟彦（普請奉行格・留書奉行）・奥田

鎌之助正秀（寄合）

2月19日に発ち、21日に信濃国飯田に到着した。

22日、堀左衛門尉家臣安富勘右衛門に面会・説諭する。左衛門尉は出京中のため、家臣から左衛門尉へ通達して証書を出させるよう述べる。これにより、まず重臣連印の証書が提出された。主人の証書は後に家臣によって名古屋に届けられることとなった。

23日、同国河島旧旗本知久左衛門五郎・山吹、同じく座光寺右京、山本村同じく近藤理三郎等を説諭し、各々勤王証書を提出させた。この日、安倍美作守領地、同国市田原詰め重役小地六兵衛に面会・説諭に及び、在勤の面々が勤王証書を提出している。

24日、同国高島において、諏訪因幡守家臣千野儼一郎・牛山助之進・石井隆左衛門らに面会した。これより先に、佐久間嘉計雄が分家の万次郎家臣に誘引させており、異議なく主人及び重臣連印の証書を収めることができた。

同国旧幕臣が管轄する飯島に到ると、田口東平に面会・説諭した。飯島管下の石高・戸口・金穀等の員数書並びに勤王の証書を出させ、その土地の処置を課した。

26日、同国岩村田に到り、内藤志摩守家臣牧野林平に面会・説諭し、重臣連印の証書を提出させた。同日、同所近傍に領地のある旧旗本内藤箭之丞家臣神津勉之輔、水野春四郎家臣田辺直之丞・大塚啓三郎らに面会・説得すると、各々の主人の勤王証書を提出させた。同日同国小諸に到り、牧野遠江守家臣笠原此右衛門・中山仲に面会・説諭した。同藩士太田宇忠太を既に名古屋に派遣し、証書を提出した旨を伝えられる。

28日、同国旧旗本松平栄之助・仙石播磨守らの領地に在勤する荒井宇兵衛・田中半次郎・中村瀬兵衛・依田国輔らに面会・説諭した。これにより、在勤の数輩の連印証書が提出された。

また、同国旧幕臣が管轄する御影において綿貫庄之進に面会・説得してその管轄下の石高・金穀・戸数などの書類と勤王証書を提出

させた。

29日、同国上田に着くと松平伊賀守家臣大橋総太郎・小島友之助、それに加え伊賀守の分家の旧旗本、松平鉄次郎家臣山口平太郎などに面会・説諭し、伊賀守・鉄次郎及び伊賀守重臣の連印証書を提出させた。

30日、同国旧幕臣の管轄する中之条において在勤の河野曾十郎に面会する。所轄の石高・金穀・村里の戸数などの書を収め、証書を提出させた。

3月1日、同国松代に到ると真田信濃守家臣前田角次郎に面会し説諭した。また、同藩重臣が信濃守の証書を持って過日名古屋に達する旨を告げられた。この日、旧幕臣が管轄する中野において、西垣鉞助に面会する。所轄の石高などの記録を収め、証書を提出させている。

3日、同国須坂にて堀恭之進家臣伊藤徳兵衛に面会・説諭した。同藩重臣丸山兵一郎をもって恭之進の証書を既に名古屋に届けている旨が伝えられる。同日、同国六川堀右京亮所領に在勤する寺島善助に面会・説諭し、勤王証書を提出させた。

4日、同国飯山に到り、本多豊後守家臣大久保七郎兵衛に面会・説諭し、豊後守及び重臣らの証書を提出させた。

7. 荒川弥五右衛門定英（用人次座 使番）

2月、東山道先鋒総督岩倉大夫具定卿が牙宮を美濃国大垣に置いた。そこへ荒川定英を遣わし、参営させた。総督府は、「大垣藩を初勤王之藩々を除くの外、美濃国一円徳川旧旗本之采地統括之職、汝ニ委任す、安藤対馬守及び旧旗本之輩に能其大義を辨せしめ、向背を定め服するものは是を宥し、背く者ハ之を討せよ」と命じた。

かねて隣国の諸侯を勤王の道に誘引するように、という朝命があったため、荒川定英に江崎清兵衛末雄・熊沢衛門介有義・長寿寺鶯巢・林吉右衛門信及び正義隊50名ほどを加え美濃国に向かわせた。

2月（日不詳）、美濃へ入ると、切通・揖斐・北方・岐阜・関等を廻旋し、旧旗本在住の家臣等を宿所に招き、主の方向を糺門説諭した。

幕末・維新时期における尾張藩の「勤王誘引」活動

特に切通を領する安藤対馬守は伏見の役で天皇に抗していたことから、切通の役所に重臣を招き応接論弁し、順逆の旨を懇ろに説諭し、器仗金穀が収められた。その後重臣・加茂下左内が主家の3歳の子を奉し来て、「勤王の実効を顕さん」と誓書を差し出した。

この時総督府は同国太田駅にあり、荒川定英は謁見して加茂下左内及び旧旗本等から提出された血印証書を上せると、不逞の徒はなしと報告した。総督府はこれをよしとして盃及び賞書を下賜した。

尾州藩

荒川弥吾右衛門

其方儀、美濃国徳川諸旗本之知行所取締之儀ニ付、苦心之趣神妙ニ候、猶此上精々尽力、士民 王化ニ服し候様可相計候事

戊辰二月

8. 拓植大次郎直治（寄合組）・千賀彬等（馬廻組）・楠庄五郎正位（本丸番）

正月27日に発つと、30日に遠江国浜松に到った。井上河内守家臣に面会し、順逆の道を述べ、主人の勤王証書を提出させた。暫く同所に滞在し、近傍の旧旗本の徒を勤王へと誘引した。

2月4日、同国横須賀において西尾隠岐守重臣に面会説諭し、主人の証書を提出させた。

5日、同国相良で田沼玄藩頭家臣に面会。家臣は、玄藩頭は伏見の役に関係しており、その後の所在を知らないののでどうすることもできない、と回答した。よって順逆の理を懇諭し、勤王へと誘引した。玄藩頭の証書は追って名古屋へ届けられた。

7日、同国掛川に到り、太田総次郎家臣に面会・説諭し、主人の証書を提出させた。

8日、駿河国田中において本多紀伊守家臣に面会し、主人の証書を提出させた。

10日、同国府中に滞在し、同国小島松平丹後守家臣を客舎へ招き、説諭して主人の証書を提出させた。また、近傍の旧旗本の徒を説得して証書を提出させている。

11日、同国久能山に到ると総門番榊原越中守家臣に面会説得し主人の証書を提出させた。

15日、同国沼津に到り、水野出羽守家臣に

面会・説諭して主人の証書を提出させた。

9. 佐久間嘉計雄（寄合組）

2月1日に発途すると、8日に信濃国松本に着き、松平丹波守家臣西郷新兵衛・藤井甚助に面会した。なお松平丹波守らは、これより先に山崎義方が説得して勤王となっている。

10日、上田において松平伊賀守家臣藤井求馬之助に面会し、伊賀守の証書を後日角田弟彦らを派遣して収めさせている。同日、同国百瀬で諏訪万吉郎家臣平岡修蔵が上田に来たため、面会・説諭して主人の証書を提出させた。加えて平岡修蔵を遣わし、主人の宗家諏訪因幡守を勤王に誘引した。

12日、上野国碓井関所に到ると、在勤の役人山本祐之進・野村喜左衛門に面会・説諭して証書を提出させた。

13日、同国安中において板倉主計家臣和田紋右衛門に面会・説諭して主人の証書を提出させている。

15日、同国前橋に到り、松平大和守重臣深沢雄象に面会して主人の証書を収めた。

佐久間嘉計雄はこの日、上野国で以下の面々と面会・説諭を行い、主人の証書を提出させている。

吉井、松平鉄丸家臣須田修助

小幡、松平撰津守家臣松浦数馬・浜田藤二

七日市、前田丹後守家臣横尾惣右衛門・斎藤左内

18日、同国沼田において、土岐隼人正家臣紋右衛門に面会すると、主人の証書を提出させた。

25日、同国新田に到り、新田満次郎に面会・説諭して証書を提出させた。

26日、同国館林に到ると、秋元但馬守家臣山本四朗に面会・説諭し、主人の証書を提出させた。

10. 中川庄蔵政賢（用人格）

信濃国旧領鎮庄中、勤王誘引方をも兼ねて勤めるよう命じられる。

3月4日、東山道総督府から次のような命が下された。

別紙之通被 仰出候間、御達申入候也

東山道総督府

執事

尾州藩江

信濃国徳川の諸旗下知行所取締方、当分の内其藩江被 仰付候間、士民 王化ニ服シ候様精々可相計、尤、大事件ニ至り候而者、総督府之指揮を受施行可致候事

戊辰三月

信濃国徳川の諸旗本の知行所の取り締まりは、当分の間尾張藩へ仰せ付ける。士民が朝廷に従うよう計らうように、大事があった場合には総督府の指揮を受けるようにとの内容である。これにより中川政賢に加え、丹羽竜三郎貫・伊藤清八郎某・浅野定次郎某らを遣わし、以下の面々と面会して主人の証書を提出させた。

信濃国高遠、内藤若狭守家臣（姓名不詳）

伊豆木、小笠原兵庫家臣（姓名不詳）

埴原、諏訪左源太家臣（姓名不詳）

松島、太田栄之丞家臣（姓名不詳）

上野国高崎、松平右京亮家臣（姓名不詳）

また、浅野定次郎某を越後国川浦に遣わして属吏小川繁次郎に面会・説諭した。それに加え所轄の石高・金穀などの記録も提出させている。

以上が勤王誘引掛りが各地で行った活動である。勤王誘引掛りは、近隣の大名家・旗本らの在所へ赴き、領主またはその家臣に勤王を説諭し、勤王証書を提出させるという方法で周辺の領主らを新政府側の勢力として組み込んでいった。また、主人が不在の場合は重臣の連印を書かせた後で主人の証書を提出させていることがわかる。

勤王誘引掛りが行った勤王の説諭については、以下のような記録が残っている。

二月五日 尾州様御家来参与付属

拓植 大次郎

千賀 等

楠 庄五郎

浜松宿川口屋治郎兵衛方御旅宿江御呼出しニ付、二月五日夕七時半頃出立、正林寺門前秀十方ニ而暫休足仕、六日朝八時出立、折節雨天夕七時浜松着、右旅宿へ罷出候処、勤

王之有無御尋ニ付、主人在府ニ付御答出来兼候趣申上候処、在所在合之者者如何、万一不承知ニ而有之者、当方共説解可致旨厳敷被仰聞候間、於私共ニ者承知奉畏候得共、重役之者共江戸出府、又ハ四日市表へ罷出候間、帰陣者御猶余奉願候様申候得者、其方共ハ如何存候哉、玄蕃頭様も万石之諸侯、只三人東西へ出張、跡ニ者其方共兩人之外無之哉、此度ハ万石興亡之時節、急度勘弁いたし返答可致旨被仰聞候ニ付、私共兩人者委細奉畏候得共、重役之者陣帰迄猶余願度申上、則左ニ御仰（請）書差出申候朝命之趣御座候ニ付、重役壹人尾州表江差出可申旨奉畏候得共、重役之者出府中ニ付、帰陣早々相達可申候、且最寄小給所江ハ勤 王之有無承り札、請書取之一同差出可申条々承知奉畏候、以上

二月七日

田沼玄蕃頭家来

萩原佐二（治）右衛門

佐藤 周三郎

（相良町／編『相良町史 資料編 近世一』相良町、1991年3月）

遠江国相良藩の家臣萩原佐治右衛門、佐藤周三郎は、1868年（慶応4）2月5日に尾張藩の勤王誘引掛りである拓植大次郎直治、千賀彬等、楠庄五郎正位らが滞在する浜松宿の川口屋治郎兵衛に呼び出されたため、浜松へ出発した。6日に浜松に着くとそこで勤王、不勤王の選択を迫られた。勤王誘引掛りの問いかけに対し、萩原らは主人が不在のため回答できないと述べた。しかし勤王誘引掛りに「在所在合之者」の意向はどうかと問われたため、萩原は重役は江戸や四日市にいるため彼らが帰るまで返答に猶予が欲しいと願い出した。すると勤王誘引掛りは「其方共」の意向はどうかであるのか、加えて、藩の存亡に関わることである、と述べてその態度を明確にするよう更に迫った。そして最後には萩原らは重役の者が帰るまでは返答の猶予を願いたいとしながらも重役1人を尾張に派遣することなどが書かれた証書を勤王誘引掛りに提出することとなったのである。

相良藩は佐幕の傾向が強く、鳥羽・伏見の戦いにも旧幕府軍として参加している。そのため勤王

幕末・維新时期における尾張藩の「勤王誘引」活動

誘引掛りの要求に即座に答えることができなかつたものと考えられる。この藩のように勤王・不勤王の問いかけに対し速やかに返答しない場合は、多少強引に勤王へと誘引する方法がとられたことが分かる。

相良藩のように鳥羽・伏見の戦いに旧幕府軍として参加したものの、その後の情勢により新政府に就く藩も存在した。尾張藩が「勤王誘引」活動を展開する以前には、桑名藩が藩主不在のまま新政府に恭順している。

第三節 周辺諸藩からの協力

勤王に対し消極的な藩とは逆に、勤王誘引掛りに対して吉田藩・岡崎藩・拳母藩などのように自ら積極的に近隣の諸藩を勤王に誘引したいとの旨を伝え、領内の寺社や近隣の諸藩・旗本へ積極的に「勤王誘引」活動を行った藩もある。

徳川義宜家記ニ云、正月二十日ヨリ勢、信、參、遠、駿、野、濃へ使者ヲ派出シ、近傍列藩舊幕旗下ノ者ニ正邪ヲ辨別シ、向背を決シ、勤王可致旨ヲ懇諭シ、勤王ノ證書ヲ可差出旨ヲ申傳ヘシム、就中、參州ハ舊幕府譜代諸侯多候間、時日延引難計ニ付、遠州以東ハ二番手、三番手ト追々可爲致出張間、參州限誘引可致申付、本月二十九日使者發足、二月朔日岡崎ニ著、是ヨリ先キ同藩士來リ、主人始一藩勤王致度、且隣藩竝舊幕旗下ハ岡崎ニ來會候様周旋致度申出候付、先同所出張候處、吉田藩モ近傍相誘申度旨申出、兩藩周旋ニテ追々岡崎ニ來會、萬石以上ノ分ハ、重臣名古屋待賓館へ可罷出申談、以下ハ證書ヲ受取。

(東京大学史料編纂所／編「復古記 第一冊」財団法人東京大学出版会、1974年11月)

これによると、正月20日から伊勢、信濃、三河、駿府、下野、美濃へ使者を派遣し、近傍の諸藩・旗本らに勤王の説諭を行って勤王証書を差し出すよう申し伝えた。中でも三河は幕府譜代の諸侯が多く、説得に時間がかかるため遠江より東は二番手、三番手と追々使者を派遣する。その間三河に限り誘引を申し付け、今月29日に使者を發足した。使者は2月1日に岡崎に到着したが、勤王誘引掛りが岡崎に到着する以前に岡崎藩士が名

古屋を訪れて主人を始め勤王の志があることを伝え、近隣諸藩・旗本を岡崎に集めて勤王へ誘引したいと申し出てきた。そのため勤王誘引掛りを岡崎に派遣すると、吉田藩も近傍の諸藩・旗本を勤王へ誘いたいと申し出たため、岡崎藩・吉田藩に周旋させて周辺の大名家・旗本らは岡崎に集められることとなったのがわかる。

以下の史料は岡崎藩から勤王の誘いを受けた西尾藩の重臣が正月29日に尾張藩へ差し出した願書である。

今般之形勢ニ付、御館様へ御指揮請被成度段、本多美濃守様家来ヨリ被相願候趣被仰上候處、右ハ尤勤王之道被成御守候様御導可被遊、附テハ彌勤王御遵奉ノ御底意ニ候ハ、其段 朝廷へ可被仰上候條、御請書御館様へ急速可被差上、竝三河御譜代ノ諸侯始へ御打合ノ上、美濃守様御家来同様ノ底意ニ御座候ハ、是又證書差上可申旨被仰達候段、右同所御役人ヨリ通達有之敬承奉畏候、於和泉守在所家来共ハ、一統勤王之道相守申度底意ニ御座候、急速之被仰達ニ付、江府和泉守へ申達候日間無御座候間、不取敢先家來限ノ御請奉申上候、何分ニモ宜御執成被仰上被下候様仕度、伏テ奉願候、以上。

辰正月二十九日

鈴木與右衛門 (印)
松平三郎 (印)
萩野五右衛門 (印)
今井圖書 (印)

尾州様

御役人衆中様

(東京大学史料編纂所／編「復古記 第一冊」財団法人東京大学出版会、1974年11月)

この史料は、岡崎藩の家臣が今の情勢を鑑みて御館様(徳川慶勝)に指揮を受けたいと尾張藩に申し出たところ、勤王の意思があるなら朝廷へ取り次ぐので証書を提出し、周辺の諸藩とも打ち合わせて岡崎藩と同様の意思があるならば証書を早く提出させるよう通達があり、この内容が本多美濃守家臣から西尾藩にも伝えられた。松平和泉守在所の家臣は勤王の道を守る意志があるが、江戸にいる藩主へ知らせる暇がなく、まず家来のみ

証書を提出するので朝廷へ執り成してほしい、という内容である。

尾張藩から勤王誘引掛りが岡崎に派遣されたのは正月29日のことであり、実際に面会したのは2月1日のことである。しかしこの史料では29日の時点で岡崎藩は既に西尾藩を勤王へ誘引していたことが分かる。

尾張藩は初め、三河国には旧幕府の譜代の諸侯が多いため、勤王へ誘引するのが難しいと考えていたが、岡崎藩や吉田藩、西尾藩、挙母藩などの三河国の譜代の諸侯らによる「勤王誘引」活動が展開されたことによりその懸念は払拭されることとなった。

尾張藩から派遣された勤王誘引掛りは、三河国の譜代の諸侯らの協力を得て、時として強引な説論を行いながら、半月余りの間に東海道筋の諸藩を新政府側に恭順させることに成功した。そして2月21日に東征大総督の有栖川熾仁親王が名古屋に着くと、勤王誘引掛りが平定した地域を通過し、大きな抵抗もなく東へ進軍していくことができた。

集められた勤王証書は、2月22日、3月7日、3月27日、4月24日、7月13日の5回にわたって朝廷に提出された。5月4日に総督府岩倉具則へ荒川弥五右衛門定英が提出した証書を合わせると、その総数は478名に上る。また、「勤王誘引記事」に「其余、社家・寺院及び里正等、証書請取差出たるも許多ありといへ共、姓名・寺号等者不認歟」とあり、寺社なども勤王へ誘引したことがわかる。

こうした尾張藩の勤王誘引掛りや三河国の諸侯らによる「勤王誘引」活動の結果、極めて短い期間のうちに東海道筋・東山道筋の諸大名・旗本ら新政府に恭順させることができたのである。

結びにかえて―「勤王誘引」活動の結果

慶勝は鳥羽・伏見の戦いが勃発する以前、尊王敬幕の姿勢で朝廷と幕府の間を周旋していた。しかし新政府と旧幕府の間で戦闘が起これ、勤王か佐幕かの二者択一を迫られることとなった。そこで慶勝は勤王の道を選ぶことになる。この方針のもと行われたのが正月20日から始まった佐幕派の弾圧であり、周辺諸藩への「勤王誘引」活動で

ある。佐幕派の弾圧を行う事でそれまで二分していた藩論を勤王へ統一するとともに、「勤王誘引」活動を行うことで勤王の方針を貫き、幕府から朝廷へと政権が移り変わろうとする状況の中でその地位を高めようとする意図もあったと考えられる。また、戊辰戦争という状況の中、勤王証書を提出させるということは朝敵か否かを区別するのに必要な事であった。新政府に帰順した旧旗本らは後に本領安堵の御朱印を受けることとなる。

尾張藩は徳川家康の9男徳川義直が入封したことに始まり、徳川御三家に数えられる。14代藩主である慶勝もこの徳川家の血を継いでいる。三河国岡崎藩をはじめとする周辺の諸藩は徳川一門である慶勝に従うことで、自分たちは徳川家に従っているのだという名分を得ることができた。また、1867年（慶応3）に大政奉還、王政復古がなされたこと、そして1868年（慶応4）正月に起こった鳥羽・伏見の戦いなどにより、どのように立ち振る舞うべきか決めかねていた藩も、徳川家である慶勝に従うことで自藩の選択に正当性を持たせようとしたのではないだろうか。それに加えて、朝廷と通じている慶勝に新政府側との間を執り成してもらうことで、自藩の安泰を計り、政権が移った後も本領の領有権を認めてもらおうという意図もあったと考えられる。

1868年（慶応4）3月27日、慶勝が朝廷へ勤王証書を行政官へ直奏するべき旨について、東海・東山道総督府へは「勤王誘引」活動・名古屋の待賓館での対応を停止し今後は行政官へ申達する旨について建言した。その詳細は以下の通りである。

三月廿七日

一勤 王之諸侯、初證書太政官江直奏之儀ニ付、左之通建言す

勤而奏上言候、先般臣慶勝不肖を不被為捐、隣境大小名、勤王之志を興起せしめ候様誘引可致旨、蒙 朝命感恩之至奉存候、就夫追々勤王之証書取集及 奏聞候通り、最早近傍おいて王室ニ帰向不仕候ものハ無御座、全聖徳之処致と奉存候、殊ニ当時東海・東山両道ニハ、総督府行台も被為置候得ハ、横目之者ハ不及申、含生之類ニ至候迄仁風ニ靡、至治ニ浴し候儀ニ御座候、傍に慶勝、努（篤）劣之身を以在其間、微（微）功を

幕末・維新时期における尾張藩の「勤王誘引」活動

相儉候而者恐縮之至ニ奉存候間、夫々隣境江勤王誘引筋之儀ハ差止、向後証書等持参仕候もの有之候ハ、太政官江直奏可仕旨可申談候、依而顛末之概略及奏達候、誠惶誠恐頓首頓首

三月

右ニ付、総督府江も左之通申上

丁卯以降 太政興隆之際、海内鼎沸人心不一、随而簫牆之憂も不少候付、戊辰正月十六日大納言事、依命帰藩之折柄、引続追々被仰出之趣窺之、朝旨ニ基キ撰疆近傍之諸侯等、皇化之一途ニ帰向いたし、勤王赤心之実効相顕候様、精々勉強誘引取計候処、その後いつれも勤王誠意之誓書持参、家来之者共名古屋表江罷出候ニ付、於待賓館応対之上、猶実効相立候様之底意相尋候上、口書等請取之所束、悉皆行政官江進達仕置候事

(「勤王誘引記事」蓬左文庫所蔵)

1869年(明治2)5月18日に戊辰戦争は終戦を迎え、その後慶勝は維新时期の功績により従一位の位を授けられた。この年に行われた版籍奉還では、当時11歳であった16代藩主徳川義宜が名古屋藩の初代藩知事を務めることとなった。しかし1870年(明治3)に義宜が病気のため辞職してしまう。そのため慶勝は1871年(明治4)に廃藩置県が行われるまでの間、2代目の藩知事として活躍した。廃藩置県が行われると、士族としての特権や家禄が削減されたことにより士族は困窮した生活を送ることになる。こうした士族を救うべく、慶勝は帰田法を発令するなどして帰農を奨励した。

1875年(明治8)、尾張家の16代当主であった義宜が継嗣のないまま若くして死去したため、慶勝が再び家督を継ぎ、17代目当主となった。そして明治維新後に職を失ってしまった旧藩士のため、1877年(明治10)に吉田知行、角田弘業、片桐助作の3名を移住・開墾地探索のため北海道に派遣した。その後、派遣された3名が遊樂部を候補地として報告すると、1878年(明治11)に北海道開拓使長官黒田清隆から北海道内の150万坪の土地の無償払い下げを受けた。また、同年に名古屋の織工場に資金提供し、士族の婦女子など

を就業するなどその救済に尽力を尽くしたのである。

参考文献

- 「青松葉事件関係書 1冊」(蓬左文庫所蔵)
「勤王誘引記事 1冊」(蓬左文庫所蔵)
「勤王誘引関係書 4冊」(蓬左文庫所蔵)
「勤王誘引書類」(徳川林政史研究所)
「誅戮・奸党誅戮之件 1冊」(蓬左文庫所蔵)
家近良樹/編『もうひとつの明治維新一幕末史の再検討』有志舎、2006年10月
上野恵/著「東海道筋における尾張藩の「勤王誘引」活動—「勤王誘引書類」の分析を中心に」『金鯢叢書』第35輯、徳川黎明会、2008年3月
NHKプラネット中部/編『写真家大名・徳川慶勝の幕末維新 尾張藩主の知られざる決断』日本放送出版協会、2010年10月
大谷浩士/編『尾張藩幕末秘話青松葉事件顛末』しんあいち歴史研究会、2001年8月
岸野俊彦/著「尾張藩—青松葉事件」『歴史読本』新人物往来社、2003年11月
北野豊/編『日本初期新聞全集13』ペリかん社、1988年8月
北野豊/編『日本初期新聞全集14』ペリかん社、1988年10月
木原克之/著『尾張藩の幕末・維新』ブックショップ マイタウン、2010年4月
木村礎・藤野保・村上直/編『藩史大辞典全八巻 第四巻 中部編Ⅱ—東海』雄山閣出版株式会社、1989年1月
国立国会図書館 近代デジタルライブラリー「近世事情」5編13巻.巻5
相良町/著『相良町史 資料編 近世一』相良町、1991年3月
櫻井芳昭/著『幕末の尾張藩』中日出版社、2008年5月
新修名古屋市史編集委員会/編『新修名古屋市史 資料編 近世史3』名古屋市、2002年3月
新修名古屋市史編集委員会/編『新修名古屋市史 第四巻』名古屋市、1999年3月
鈴木輝一郎/著「十四名惨殺!!謎多き青松葉事件の真相」『歴史読本』新人物往来社、2009年6月

- 東京大学史料編纂所 / 編「復古記 第一冊」財団法人東京大学出版会、1974年11月
- 東京大学史料編纂所 / 編「復古記 第二冊」財団法人東京大学出版会、1974年11月
- 名古屋市博物館 / 編「名古屋城下お調べ帳」名古屋市博物館、2013年3月
- 水谷盛光 / 著「実説・名古屋城青松葉事件—尾張徳川家お家騒動」『名古屋城叢書〈4〉』名古屋城振興協会、1981年
- 水谷盛光 / 著『実説 名古屋城青松葉騒動—明治維新秘話—』名古屋城振興協会、1972年4月
- 渡邊秀樹 / 編『歴史 REAL』洋泉社、2012年7月
- 愛知縣 / 編『愛知縣史 第三卷』愛知縣、1971年3月

幕末・維新时期における尾張藩の「勤王誘引」活動

年 表

西暦	元号	出来事	備考
1849	嘉永 2	6 月、徳川慶勝が尾張徳川家相続	
1858	安政 5	6 月、江戸城に不時登城 7 月、13 代将軍徳川家定に隠居を命じられる、弟・徳川茂徳が尾張徳川家を相続	4 月、井伊直弼大老就任 8 月、13 代将軍家慶死去 9 月、安政の大獄 12 月、徳川家茂が 14 代将軍に就任
1860	万延元	9 月、14 代将軍徳川家茂の命で謹慎を解かれる 10 月、慶勝の 3 男徳川義宜が尾張徳川家 15 代当主・茂徳の養子となる	3 月、桜田門外の変
1862	文久 2	4 月、幕府から正式に赦免される	正月、坂下門外の変 7 月、一橋慶喜が将軍後見職になる
1863	文久 3	9 月、慶勝の 3 男義宜が尾張徳川家を相続し、慶勝が後見となる	5 月、下関峡砲撃 7 月、薩英戦争 8 月、8 月 18 日の政変
1864	元治元	10 月、慶勝が征長総督を命じられる	7 月、禁門の変 8 月、下関戦争
1867	慶応 3	12 月、王政復古により慶勝が議定職に任じられる	10 月、討幕の密勅 大政奉還 12 月、王政復古
1868	慶応 4	正月、青松葉事件 近隣の諸大名・旗本に対し「勤王誘引」活動を行う	正月、鳥羽・伏見の戦い 慶喜追討令 4 月、江戸開城 5 月、奥羽越列藩同盟が成立 9 月、明治改元、一世一元の制 会津藩降伏
1869	明治 2	2 月、版籍奉還 5 月、慶勝、議定職を免じられる 6 月、尾張徳川家 16 代義宜が初代名古屋藩知事となる	3 月、東京奠都 5 月、戊辰戦争終結
1870	明治 3	12 月、慶勝が 2 代名古屋藩知事となる 青松葉事件の遺族を赦免し家名を復興する	
1871	明治 4	7 月、廃藩置県により、名古屋藩知事を免じられる 11 月、名古屋県が成立し、犬山県が名古屋県と合併	7 月、廃藩置県
1872	明治 5	4 月、名古屋県を愛知県に改称 11 月、額田県が愛知県と合併	12 月、太陽暦を採用
1875	明治 8	11 月、尾張徳川家 16 代義宜が死去 12 月、慶勝が尾張徳川家を再相続し、17 代当主となる	
1876	明治 9	5 月、高松松平家から徳川義禮を養子に迎える	3 月、廃刀令
1878	明治 11	5 月、北海道開拓使長官黒田清隆から北海道内の 150 万坪の土地を無償払い下げを受ける	
1880	明治 13	9 月、慶勝が隠居し、義禮が家督を相続する	
1883	明治 16	8 月、慶勝死去	